役員及び評議員の報酬等の支給基準に関する規程

改正 令和7年3月27日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學寄附行為第60条第1項の規定に基づき、役員 及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人内において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金、退職慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 役員及び評議員の報酬等には、教員及び職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費交通費等及び手数料 等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。
- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬、退任慰労金

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の役員に対する一人当たりの報酬総額(年額、賞与含む。)の上限の額は 2,800万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。
- 2 常勤の役員であっても、大学等法人内兼務者に対する一人当たりの報酬総額(年額、 賞与含む。)の上限の額は800万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会に おいて決定する。
- 3 非常勤の役員に対する一人当たりの報酬総額(年額、賞与含む。)の上限の額は 600 万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。
- 4 評議員に対する一人当たりの報酬は、評議員会へ出席の都度1万円を支給するものと

する。ただし、インターネット等の手段を用いた出席の場合は、評議員会へ出席の都度 5千円を支給するものとする。

- 5 役員の退職金及び退職慰労金は、別に定める学校法人國學院大學役員の退職金及び退職慰労金に関する細則により支給する。
- 6 評議員の退任慰労金は、別に定める学校法人國學院大學評議員会議長・評議員の退任 に関する慰労金内規により支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当 該各号に定めた時期とする。
- (1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 賞与・年度末手当 毎年7月、12月及び3月
- (3) 退職金・退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 報酬は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名 義の金融機関の口座に振り込むこととする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立 替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費交通費を支給する。
- 2 役員及び評議員が、職務の執行に当たって旅費交通費以外の費用を要する場合は、当 該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 役員が、退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 役員の月の中途における就任、退任、又は解雇の場合の報酬額については、その月の 総日数から土曜日、日曜日及び国民の祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り により計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。